

改定概要	改定後	改定前
原規約の適用	<p>第10条 原規約の適用</p> <p>原規約は、Airペイ加盟店がオンライン決済を利用する場合に限り、以下のとおり適用され、又は読み替えられるものとする。</p> <p>(1) 原規約第6条第3項のうち、「取扱店舗又は決済端末」とあるのは、「取扱店舗、決済端末又は Airペイ加盟店が運営・管理するインターネット上のウェブサイト」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 原規約第11条第2項および第12条は適用されないものとする。</p> <p>(3) 原規約第13条第3項第1号はオンライン決済機能で定期決済を利用する場合に限り適用されないものとする。</p> <p>(4) 原規約第17条第1項第1号のうち、「カード会員による署名又はカード等の暗証番号 (以下「暗証番号」という。)による本人確認を行った上でRCLに送信する方法」とあるのは、「RCLに送信する方法」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 原規約第18条第1項第6号は適用されないものとする。</p> <p>(6) Airペイ加盟店が以下の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行った場合、原規約第 30条に違反したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. リンクをAirペイ加盟店およびカード会員以外の第三者に利用させること。</li> <li>b. リンクを本来の目的以外に利用すること</li> </ul> <p>(7) 原規約第38条第1項柱書は、「RCLは、Airペイ加盟店が次の各号のいずれかに該当したと判断した場合には、RCL所定の方法で当該加盟店に通知することにより、直ちに個別加盟店契約の一部又は全部の解除、一部又は全機能の利用停止等必要な措置をとることができ。」と読み替えるものとする。</p> <p>(8) 原規約第53条は全文を以下のとおり読み替えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. RCLは、カード会員がAirペイ加盟店において、商品等代金の決済手段としてオンライン決済を希望した場合、カード会員が入力したクレジットカード番号等に基づいてクレジットカード会社等に対してクレジットカード決済による売上承認を求めるものとする。</li> <li>2. Airペイ加盟店は、RCLおよびクレジットカード会社等が、クレジットカードの無効その他各クレジットカード又はカード会員に起因する不審な事項があり、又は同一人物が同一日に多数回利用しており、利用態様に不審な点があるなど、RCL又はクレジットカード会社等所定の基準により、クレジットカードの利用が不適切であると判断した場合には、本決済システムの利用又は売上承認を拒絶することができることを承諾する。</li> <li>3. RCLは、Airペイ加盟店に対し、クレジットカード会社等からの売上承認の諾否を受けた後、RCL所定の基準による判断の上、その結果を、Airペイ加盟店に対し遅滞なく通知するものとする。Airペイ加盟店は、RCLが売上承認の拒否の理由を開示しないことについて、承諾する。</li> <li>4. Airペイ加盟店は、前項の RCLからの通知を受け次第、遅滞なく当該カード会員の申込みに対する販売の諾否について当該カード会員に通知するものとする。</li> </ol> <p>(9) 原規約第54条は全文を以下のとおり読み替えるものとする。Airペイ加盟店がRCLから売上承認を認める旨の通知を受領した時点をもって当該 Airペイ加盟店と当該カード会員との間の本決済取引は成立する。</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p>第10条 原規約の適用</p> <p>原規約は、Airペイ加盟店がオンライン決済を利用する場合に限り、以下のとおり適用され、又は読み替えられるものとする。</p> <p>(1) 原規約第6条第3項のうち、「取扱店舗又は決済端末」とあるのは、「取扱店舗、決済端末又は Airペイ加盟店が運営・管理するインターネット上のウェブサイト」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 原規約第11条第2項および第12条は適用されないものとする。</p> <p>(3) 原規約第13条第3項第1号はオンライン決済機能で定期決済を利用する場合に限り適用されないものとする。</p> <p>(4) 原規約第17条第1項第1号のうち、「カード会員による署名又はカード等の暗証番号 (以下「暗証番号」という。)による本人確認を行った上でRCLに送信する方法」とあるのは、「RCLに送信する方法」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 原規約第18条第1項第6号は適用されないものとする。</p> <p>(6) Airペイ加盟店が以下の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行った場合、原規約第 30条に違反したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. リンクをAirペイ加盟店およびカード会員以外の第三者に利用させること。</li> <li>b. リンクを本来の目的以外に利用すること</li> </ul> <p>(7) 原規約第38条第1項柱書は、「RCLは、Airペイ加盟店が次の各号のいずれかに該当したと判断した場合には、RCL所定の方法で当該加盟店に通知することにより、直ちに個別加盟店契約の一部又は全部の解除、一部又は全機能の利用停止等必要な措置をとることができ。」と読み替えるものとする。</p> <p>(8) 原規約第53条は全文を以下のとおり読み替えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. RCLは、カード会員がAirペイ加盟店において、商品等代金の決済手段としてオンライン決済を希望した場合、カード会員が入力したクレジットカード番号等に基づいてクレジットカード会社等に対してクレジットカード決済による売上承認を求めるものとする。</li> <li>2. Airペイ加盟店は、RCLおよびクレジットカード会社等が、クレジットカードの無効その他各クレジットカード又はカード会員に起因する不審な事項があり、又は同一人物が同一日に多数回利用しており、利用態様に不審な点があるなど、RCL又はクレジットカード会社等所定の基準により、クレジットカードの利用が不適切であると判断した場合には、本決済システムの利用又は売上承認を拒絶することができることを承諾する。</li> <li>3. RCLは、Airペイ加盟店に対し、クレジットカード会社等からの売上承認の諾否を受けた後、RCL所定の基準による判断の上、その結果を、Airペイ加盟店に対し遅滞なく通知するものとする。Airペイ加盟店は、RCLが売上承認の拒否の理由を開示しないことについて、承諾する。</li> <li>4. Airペイ加盟店は、前項の RCLからの通知を受け次第、遅滞なく当該カード会員の申込みに対する販売の諾否について当該カード会員に通知するものとする。</li> </ol> <p>(9) 原規約第54条は全文を以下のとおり読み替えるものとする。Airペイ加盟店がRCLから売上承認を認める旨の通知を受領した時点をもって当該 Airペイ加盟店と当該カード会員との間の本決済取引は成立する。</p> <p>(10) 別表第3号:取扱禁止商品等一覧のうち、「32.BtoB取引によりなされるもの全般」は、オンライン決済を利用する場合に限り取り扱い可能とする。</p>